

# 運 営 規 程

## 晴ヶ丘老人ホーム

(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人が設置する晴ヶ丘老人ホーム（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録するものとする。

5 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行いうよう努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 晴ヶ丘老人ホーム

(2) 所在地 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 (施設長) 1名

管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(4) 介護職員 常勤換算8.4名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(5) 計画作成担当者 1名 (看護職員兼務)

計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

(6) 機能訓練指導員 1名 (常勤理学療法士専従1名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士 管理栄養士 (常勤) 1名

管理栄養士(栄養士)は、献立・カロリー計算等栄養業務及び調理指導並、給食業務を行う。

(8) 調理員 実情に応じた適当数

調理員は、入居者の調理業務を行う。

(9) 事務員 実情に応じた適当数

事務員は、施設庶務及び会計その他施設の運営に必要な事務並びに施設の雑務を行う。

(10) 営繕 実情に応じた適当数

営繕は、施設設備管理及び必要な修繕等を行う。

(11) ハウスキーパー 実情に応じた適当数

ハウスキーパーは、施設内の清掃及び洗濯等の業務を行う。

(12) ケアアシスタント 実情に応じた適当数

ケアアシスタントは介護補助や入居者へのコミュニケーション等の支援を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入所者生活介護等の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 養護老人ホーム入所定員 70名

うち、特定入居者生活介護の定員は30名とする

(2) 居室数 31室 (4人部屋: 6室、2人部屋: 25室)

(指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴・・自ら入浴が困難な利用者について、一週間に二回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行う。

(2) 排せつ・・利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なう。

- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に行う
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談、援助

(利用料等)

第7条 指定(介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定(介護予防) 特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

2 上記以外の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(衛生管理等)

第8条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き)

第9条 次のような状態の場合には、他の居室への入居を行うこととする。

- (1) 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として他の居室への入居に関する記載がある場合
- (2) 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、他の居室への入居が必要と判断した場合
- (3) その他利用者の心身の状況により、管理者が他の居室への入居を必要と判断した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(入所に当たっての留意事項)

第11条 入所にあたっては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い入所及び指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入所申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入所申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じるものとする。

3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密

接な連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕従業者は、指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることとともに、管理者に報告する。
- 2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し、誠意をもって苦情解決に努める事とする。施設にのぞみの箱（目安箱）を設置する。
- 2 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕に関する諸記録を整備し、サービス計画の記録については当該計画に基づく特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から10年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人楽晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。  
この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成20年 5月 1日より施行する。  
この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成23年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成25年 9月 1日より施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成28年 8月 1日より施行する。  
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成29年 6月 1日より施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 3年11月 1日より施行する。  
この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 5年10月 1日より施行する。  
この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。  
この規程は、令和 7年 4月 1日より施行する。